あぐりす居宅介護支援事業所 みはま

居宅介護支援サービスにかかる重要事項説明書

1. 事業者

法人の名称	社会福祉法人 あぐりす実の会
法人の所在地	愛知県知多郡南知多町大字内海字奥鈴ケ谷70-5
代表者氏名	理事長　山田孝正
電話番号	0569-62-0117

2. 事業所の概要

事業所の名称	あぐりす居宅介護支援事業所 みはま
事業所の所在地	愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面72番地1
設立年月日	平成25年7月1日
事業所番号	2375701725号
所長（管理者）名	榎本 知子
電話番号	0569-83-2770
ファックス番号	0569-83-2771
緊急連絡先(24時間対応)	090-6579-0983
ホームページ	http://daichinooka.com/
Eメールアドレス	kyotaku.mihama@gmail.com
サービス提供地域	美浜町・南知多町(離島は除く)
営業日	月曜日から金曜日(1月1日から1月3日までの日は除く)
営業時間	8時30分から17時30分まで

3. 事業所の職員体制等

職種	人数		職務内容
所長(管理者)	常勤	1名	従業員および業務管理の統括(主任介護支援専門員と兼務)
介護支援専門員	常勤兼務	1名	ケアプラン作成業務等(所長と兼務)
	常勤専従	3名	ケアプラン作成業務等

4. 事業の目的及び運営の方針

(目的)

利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように、利用者の選択に基づき居宅サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう援助を行います。

(方針)

①利用者が要介護状態となった場合においても 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。

②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立にサービスを行います。

③市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、居宅サービス事業者等との連携に努めます。

5. サービス利用に関する留意事項

(1) 入院・入所等した場合はご連絡を下さい。介護保険サービスを中止いたします。また、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えて下さい。
担当者名(高 橋 順 代)

(2) 事業所の都合により担当する介護支援専門員が変更する場合があります。
また、利用者から担当する介護支援専門員の変更を申し出ることが出来ます。その場合は事前に説明し、引継ぎをしっかり行います。

(3) 利用者は、担当する介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求める事や 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由について説明を求める事ができますので、必要があれば遠慮なく申し出て下さい。
事業所は居宅計画書に策定した指定居宅サービス事業所などの前6月間の利用割合を利用者及びその家族に文章で示し、その内容を説明することで公正中立に居宅介護支援を行います。(別紙)

(4) 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合などは、主治の医師などの意見を求め、ケアプランを交付します。

(5) 訪問介護事業所等からの伝達情報やモニタリング等の際にケアマネジャーが把握した利用者の状態等について主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

(6) 契約の解除を申し出ることが出来ます。また利用者が著しい不信行為を行うこと等により、本契約の目的を達することが困難となった場合は事業所から解除を申し出る事ができます。

(7) サービス提供に関する記録開示を求めることが出来ます。

(8) 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合に担当職員は特定相談支援事業者との連携に努めます

6. 居宅介護支援の利用申し込みから サービス提供までの主な流れとその内容

(1) サービスの提供手順

① 利用者からの申し込み

② 契約等手続き

③ アセスメントの実施

利用者の自宅を訪問して、利用者及びその家族と面接します。

④ ケアプラン原案の作成

アセスメントの結果等によりどのような支援が必要か利用者等と調整し、利用者の合意の上 ケアプラン原案を作成します。

⑤ サービス担当者会議の開催等

ケアプラン原案の内容について担当者から専門的な意見を聴取します。

⑥ ケアプラン原案の説明、同意、交付

ケアプラン原案の内容を利用者又は家族に説明し同意を得て交付します。またサービスを利用された際に負担することとなる利用料の内訳を記載した【サービス利用票・及び別表】を作成しますので併せてご確認の上ご了解をいただきます。

⑦ サービスの提供

ケアプランに基づき適切にサービスが提供されるよう連絡調整等を行います。

⑧ モニタリング

サービス提供後も継続的に利用者の心身の状態やサービスの実施状況を把握します。

・毎月1回並びに著しく変化があった時は利用者宅を訪問し面接します。

・少なくとも1ヶ月に1回、サービス事業者に対してサービス実施状況や利用者の状態に関する情報を聴取し、結果を記録します。

・利用者がケアプランの変更を希望した場合、または事業所がケアプランの変更が必要と判断した場合、利用者の合意をもって変更します。

⑨ 評価

計画の達成状況について随時評価を行います。

(2) 介護保険にかかる給付管理に関する業務を行い、関係機関との連絡調整を行います。

(3) 利用者の依頼により市町村の窓口に要介護認定等に関する申請(新規・変更・更新)を代行します。代行にあたっては、手続き上利用者の被保険者証をお預かりします。

7. サービス利用料金等

計画書作成	要介護１、２	10,860円/月
	要介護３、４、５	14,110円/月
初回加算		3,000円/月
入院時情報連携加算（Ⅰ）		2,500円/回
入院時情報連携加算（Ⅱ）		2,000円/回
退院・退所加算	（Ⅰ）イ	4,500円
	（Ⅰ）ロ	6,000円
	（Ⅱ）イ	6,000円
	（Ⅱ）ロ	7,500円
	（Ⅲ）	9,000円
特定事業所加算	特定事業所加算（Ⅰ）	5,190円/月
	特定事業所加算（Ⅱ）	4,210円/月
	特定事業所加算（Ⅲ）	3,230円/月
	特定事業所加算（A）	1,140円/月
特定事業所医療介護連携加算		1,250円/月
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,000円/回
ターミナルケアマネジメント加算		4,000円/月
介護職員等処遇改善加算		2.1%

(2) サービス提供地域外の場合の交通費

通常の事業の実施地域外の場合は、交通費の実費を徴収します。

（自動車使用の場合、通常の事業実施地域を越えた地点から10Kmまでは片道200円、その後5Kmごとに100円を追加します。）

8. 事故発生時の対応方法

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又は、その再発を防止するため、次に掲げる措置を行います。
(1)虐待防止のための指針が策定されています
(2)虐待防止に関する担当者を選定しています。　【担当者:所長(管理者)　榎本　知子】
(3)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
(4)従業者に対し、虐待防止のための研修を年1回以上実施しています。

10. 秘密保持および個人情報

事業者の従業者は、その業務上知り得た利用者家族に関する秘密を正当な理由なく、漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
尚、サービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合に限り、利用者や家族の個人情報を用いる場合は、個人情報利用同意書によりあらかじめ同意を得ます。

11. 相談・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

事業所の窓口	あぐりす居宅介護支援事業所みはま	0569-83-2770	所長（管理者）
法人の窓口	（社）あぐりす実の会　法人本部	0569-62-0117	法人本部長
各市町村窓口	美浜町役場	0569-82-1111	高齢介護係
	南知多町役場	0569-65-0711	ふくし課
公的団体の窓口	国民健康保険団体連合会	052-971-4165	介護福祉課

12.ハラスメント対策

事業所は、適切な居宅介護支援を確保する観点から、居宅支援現場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化する等必要な措置を講じます。事業所、利用者及びその家族は ハラスメントの発生防止に努めるものとします。なおハラスメントが発生した場合はその解消に努めるものとしますが、利用者及びその家族からの行為が解消されない場合は、サービスの終了の正当な事由に該当するものとして、サービスの提供を終了とします。事業所において対策を講ずる行為であるハラスメントは次によるものとします。
(1)身体的な力を使って危害を及ぼすような行為
(2)個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為
(3)性的な言動や、体を触る、つきまとう等の行為
(4)その他、必要かつ相当な範囲を超える理不尽な要求やクレーム、長時間の拘束等

13.感染症対策の強化

事業所は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、またはまん延しないように次の措置を講じます。
(1)感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針が策定されています。
(2)感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
(3)感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年2回以上開催します。

14. 業務継続に向けた取り組みの強化

事業所は 感染症や非常災害の発生において、利用者が継続して支援の提供を受けられるよう、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するとともに、必要な措置を講じます。
(1)事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上実施します。
(2)事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

私は、重要事項説明書及びサービス内容説明書の説明を受け、同意しました。

令和　　年　　月　　日

利用者

住　　所

氏　　名

(付記) 利用者は心身の状況等により署名が出来ないため、本人意思を確認のうえ、
上記署名を代筆しました。

(代筆者)　　(続柄)

家族代表

住　　所

氏　　名　　(続柄)

事業所名　社会福祉法人　あぐりす実の会　あぐりす居宅介護事業所みはま

所在地　　愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面　72-1

説明者 (担当介護支援専門員)　　榎 本　知 子